第2回 嘉穂高校第43期生同期会準備委員会 式次第

平成 27 年 9 月 8 日(火) 19:00~

場所:筑豊葬祭

- 1. 開会宣言(3組)
- 2. 出席者の確認
 - ◇1組□上田智之 □堤考史 □廣田耕規 □福田大輔
 - ◇2組□安藤唯史 □有馬武文 □楠田亮介
 - ◇3組□伊藤正成 □大上啓太 □金丸陸子
 - ◇4組□鶴岡淳三 □木月通子
 - ◇5組□古田明裕 □鈴木淳子 □野見山和子
 - ◇6組□田島良子 □矢野香織 □櫛野恵美 □吉田奈都子
 - ◇ 7 組□宇野芳寿 □大場直樹 □佐藤武範 □城敦司 □渡辺義夫 □坂本亜矢子
 - ◇8組□小島公 □福澤無量 □石丸祐子
 - ◇9組□河内賢治郎□山近耕史 □村田尚子 □石堂祐子 □平田光代 □佐藤美紀子 □安武律子
 - ◇10 組□古川憲 □花村美香 □村田里恵 □吉田和月 □小山美穂
 - ※上記以外の参加者も大歓迎です!
- 3. 配布資料並びに前回の議事録、議題の確認
- 4. 報告事項
- 5. 議題
 - (1) 名簿について
 - ①進捗状況報告・・・クラス毎
 - ②不明者、拒否者などの対応について
 - ③締切 (9/26) →発送を 10 月第 1 週 (11/7 の 1 ヶ月前)
 - (2)11/7 第1回(設立)総会について
 - ①告知方法(HP、ハガキ、封書、SNS)
 - ②返信方法(往復はがき、返信ハガキ※切手の有無)、返信先(学校×、私書箱、会社など)
 - ③議題(会則・会長の承認)流れにより義務局長と会計
 - ・会則次回までの課題・・・変更する場合、変更点と理由
 - 会長の立候補募集(推薦者2~5名程度)
 - (3) 関西支部出席者(5名)について
 - 10/17 (土) 10:00 着 ワシントンプラザホテル 旅費約3万円(全額)、会費(半額)※後日精算
 - 関西在住者への連絡(5組2名、6組1名、7組1名、10組1名)
 - (4) 本部と 41 期との打合わせへのオブザーバ参加
 - ・9/10 18:30 のがみ 会費 5000円
- 6. 依頼連絡事項・・・主に次回までの宿題
 - (1) 名簿の調査・・・各クラス・グループ単位 $+\alpha$
 - (2)会則の確認 (変更する場合、変更点と理由)
 - (3) 関西支部総会参加者 (9/15 まで)
- 7. 次回開催日・場所の確認
 - 第3回準備委員会 9月26日(土) 18:30 ~ 場所:天喜 飯塚市飯塚11-8 0948-24-0645
- 8. 閉会宣言 (4組)

第1回 嘉穂高校第43期生同期会準備委員会 議事録

平成 27 年 8 月 20 日(木) 19:00~21:00

場所:穂波福祉総合センター 研修室 1-1

(飯塚市枝国 402 番地 100)

1. 出席者

1組: 堤考史 2組: 安藤唯史、楠田亮介 4組: 木月通子 5組: 野見山和子

7組:佐藤武範、城敦司 8組:小島公、福沢無量 9組:村田尚子 10組:花村美香

2. 配布資料

式次第、スケジュール、各クラスの名簿

- 3. 議題
- 1) 準備委員会について
 - ・参加対象者:同期生全員(オープンな運営)。その中でクラスの責任を持つのがクラス委員。クラスから誰かが出席できるようにしてほしい。
 - ・会の任期:11月7日の同期会設立まで。ただし、設立後も執行部・役員が決まらない間は準備委員会がその役割を果たす。
 - ・会議の頻度: 当面の間、隔週1回。遠隔地や平日が難しい人のために、平日と週末を交互に行う。(→火曜と土曜)
 - →土曜日は打ち上げを行う(希望者)
 - ・連絡手段:現在運用している Facebook と別に、準備委員会の LINE グループを作成。→今日出席した人だけではなく、準備委員会の活動に係わることのできる人は LINE グループに追加する。
- 2) 名簿について
 - ・11/7 の総会に向けて、同期生全員に連絡が取ることができるよう、名簿を作成する。
 - ・(全体の) 同窓会名簿 (H23 年版) をたたき台に、各クラスごとにクラス委員が連絡を取り名簿を完成させる。
- 3) 関西支部出席について
 - ・10/17 (土) に開催される (42 期が当番・43 期引継ぎ)
 - ・上学年の先輩から、5名の参加が要請されている。
 - ・チケット宿泊は、先輩方が手配してくれる。
 - ・名簿の確認の際、関西在住者の確認も行う。
 - ・次回の会議で飯塚組の人数を確定する。
- 4) 11/7 第一回(設立)総会について
 - ・議題:最低でも会則承認、会長選出までは必要だろう
 - 告知方法: 当初は郵送などのオフィシャルな方法の方がよいだろう
 - ・返信方法:はがき・HPのフォーム →継続審議
 - ・郵送の返信先: 詐欺などに間違われないために学校が好ましい →継続審議
- 5) 次回の開催日時・場所
 - ·第2回 嘉穂高校第43期生同期会準備委員会

日時:平成27年9月8日(火) 19時から

場所: 筑豊葬祭 (飯塚市菰田西3丁目17-8) →お通夜の場合は急な変更あるかも

· 第3回 嘉穂高校第43期生同期会準備委員会 会議

日時:平成27年9月26日(土) 18時30分から

場所:天喜 2階(飯塚市飯塚 11-8) ← 予定(予約は堤くん)

※会議終了後打ち上げ(任意参加)あり

	8	月	9月				10月					11月
	3週(17~23)	4週(24~30)	1週(31~6)	2週(7~13)	3週(14~20)	4週(21~27)	1週(28~4)	2週(5~11)	3週(12~18)	4週(19~25)	5週(26~1)	1週(2~8)
準備委員会	●1回 8/20(木) 19:00~			●2回 9/8(火) 19:00~		●3回 9/26(土) 18:30~		●4回		●5回		●6回 11/7
名簿	名簿調査			◆ 名簿調査			まとめ・案内を	→ ← − −− 発送準備		適時更新		
関西支部総会 出席者	関西在住者調査			参加者確定、チケット依頼					10/17-18 ●関西支部総 会			
大同窓会				●41期より 依頼の人数確 定				●案内送付		●参加者確認	●不足時動員	●大同窓会 11/7
総会 ·案内				会則調査 会長募集方法決定				●案内送付		●参加者·委 任状確認、運 営案	●不足時動 員、運営準備	●総会11/7 運営
·会則				会則調査			会則について検討				●会則案決定	●会則決定
·会長				●会長募集方 法決定		-	会長の募集				●会長候補者 決定	●会長決定 (可能であれば 事務局長・会 計)
その他				●41期打合せ 9/10(木) 18:30~								

(名称)

第1条 この会は、嘉穂高等学校第42期同期会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて平成28年度嘉穂高等学校大同窓会総会の成功を 目的とする。

(設置場所)

第3条 本会の事務局は、福岡県立嘉穂高等学校内に置く。

(会員)

第4条 本会の会員は、福岡県立嘉穂高等学校42期卒業生とする。

(会費)

第5条 本会の会費は、50,000円とする。

(役員及び委員)

- 第6条 本会に次の役員及び委員を置く。
 - (1) 会長1名、副会長6名以内、会計若干名、事務局若干名を置く。
 - (2) 総務委員、財務委員、企画委員、広報委員を若干名置く。
 - (3) 各クラスにクラス委員若干名を置く。
 - (4) 監査委員2名以内を置く。
 - (5) 地区連絡委員は、関東地区、関西地区、福岡地区、北九州地区に若干名置く。
 - (6) 会長と副会長のうち若干名をもって同窓会本部の理事とし、会長を常任理事に充てるものとする。
- 2 前項の役員及び委員をもって平成28年度嘉穂高等学校大同窓会総会の実行にあたるものとし、 その場合にあっては、会長を実行委員長、副会長を副実行委員長に読み替えるものとする。 (選出及び任期)
- 第7条 本会の役員及び委員の選出は、次のとおりとする。
 - (1) 会長、副会長、会計、事務局は、同期会の会員の中から選出し、事務局にあっては、 互選により事務局長を1名選出する。
 - (2) 総務委員、財務委員、企画委員、広報委員の各委員長1名、副委員長3名以内を同期会の会員の中から会長が指名する。各委員は、同期会の会員の中から選出する。
 - (3) クラス委員は、各クラスの中から選出する。
 - (4) 監査委員は、同期会の会員の中から選出する。
 - (5) 地区連絡委員は、役員会で選出し、会長が選任する。
- 2 本会の役員及び委員の任期は、平成 28 年嘉穂高等学校大同窓会総会終了までとし、重任、再 任を妨げない。

(任務)

- 第8条 本会の役員及び委員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。
 - (3) 会計は、同期会の会費などの経理を行う。
 - (4) 事務局は、連絡調整及び会員名簿の調整を行う。
 - (5) 各委員長は、各委員会の任務を統括する。
 - (6) 総務委員会は、大同窓会総会、同期会総会の総務を行う。
 - (7) 財務委員会は、同窓会費(特別会費)の徴収、寄附金募集、その他本会の財務一般を 行う。

- (8) 企画委員会は、大同窓会・同期会総会のアトラクション・会場設営などの企画、実行を行う。
- (9) 広報委員会は、会報の発行、その他広報渉外を行う。
- (10) クラス委員は、クラスを掌握し、クラスの会員との連絡調整を行う。
- (11) 監査委員は、同期会の監査を行う。
- (12) 地区連絡委員は、各地に在住する会員との情報交換を図るとともに本会との連絡調整を行う。

(総会)

- 第9条 総会は、会長が招集する。
- 2 総会は、原則として毎年1回開催し、次のことを承認する。
 - (1) 役員の選出に関すること。
 - (2) 予算、決算に関すること。
 - (3) その他運営に関すること。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決するものとする。

(総会の議長)

第10条 総会の議長は、会長とする。ただし、会長が指名した場合はこの限りでない。 (役員会)

- 第 11 条 役員会は、会長、副会長、会計、事務局、総務委員長、財務委員長、企画委員長、広報 委員長をもって構成する。
- 2 役員会は、次の事項を行う。
 - (1) 本会の目的遂行に関すること。
 - (2) 予算案の構成、予算執行及び決算に関すること。
 - (3) 軽微な予算の変更に関すること。
 - (4) その他運営委員会に諮る案件などの調整に関すること。

(運営委員会等)

- 第 12 条 運営委員会は、会長、副会長、会計、事務局、総務委員、財務委員、企画委員、広報委員及びクラス委員をもって構成し、会長が招集し、会長が議長をする。
- 2 運営委員会は、原則として毎年2回開催する。ただし、委員が要請した場合には、別に運営委員会を開催することができる。
- 3 運営委員会は、次の各号にあげる事業を審議し決定する。
 - (1) 予算、決算に関すること。
 - (2) 本会の目的遂行に必要な事項に関すること。
 - (3) 本会の会則変更に関すること。
- 4 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を審議することが出来ない。
- 5 運営委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の多数決でこれを決するものとする。
- 6 運営委員会は、平成 28 年度嘉穂高等学校大同窓会総会実施にあっては、実行委員会に読み替 えるものとする。

(その他)

第 13 条 この会則に定めるもののほか、会の運営について必要な事項は、会長が役員会に諮って 別に定める。

附 則

この会則は、平成27年1月2日から施行する。

嘉穂高等学校第42期同期会旅費及び活動参加費補助規程

(目的)

第1条 本規程は、嘉穂高等学校第42期同期会の活動に関する旅費及び活動参加費補助に関し、 必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費)

- 第2条 旅費については、飯塚市を基点として原則的に実費とし、その全てを本会費にて負担する。ただし、福岡県内は負担の対象外とするが、役員会で承認したものはこの限りでない。
- 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料とする。
- 3 旅行を命じられたものは、原則として、公共交通機関を利用することとし、必要に応じて、 総務委員会でチケット等を発注し、活動参加者本人に渡すものとする。
 - なお、活動参加者が諸般の事情により、個別にチケット等を購入する場合、又は自家用車等 を利用する場合は、公共交通機関を利用した場合の実費を上限として旅費を請求できるもの とする。
- 4 福岡県外に在住する者が近隣都道府県の活動に参加する場合においては、1回につき一律 1,000 円とする。なお、この場合の取りまとめは地区支部長が行い、支払いには役員会の承 認を必要とする。
- 5 福岡県外に在住する者がその居住都道府県内で移動する場合は、原則として、対象外とする が、役員会で承認した場合はこの限りでない。
- 6 福岡県外に在住する者が、大同窓会に出席するためにかかる旅費への負担補助については、 参加予定人数及びそれに対する予算額により変動するため、大同窓会の開催年度の10月の 役員会で決定する。

(活動参加費補助)

第3条 活動参加費(支部総会及び同総会の懇親会の参加費)は、原則としてその半額を補助する。ただし、役員会で承認したものに限る。

(支出)

- 第4条 旅費、活動参加費については、会期の特別会費から支出する。
- 2 前項の旅費に係る支出にあたっては、原則として事業計画で予め予算化しておく。
- 3 第2条第3項により、活動参加者本人が直接支払いをする場合は、領収書等の提出を求める。 ただし、支部総会の会費等で領収書の発行がない場合は、参加者の領収書で代えるものとする。 (その他の補助)
- 第5条 その他必要な経費については、役員会での審議及び承認の上、別途補助をするものとする。

(規程改正)

第6条 本規程の改正については、役員会の承認をもって行い、総会に報告するものとする。

附則

この規程は、平成27年1月2日から施行する。